# 富士川町子どもの読書活動推進計画

(令和5年度~令和9年度)



令和5年3月

富士川町教育委員会

# 目 次

笙   音	<b>ヱ</b> レン±.	の詰まげ	動推進計	一面の	第京に	なたって
第 1 星	エムも	ひんがもん	9里//1在3件6	1四リケノ	鬼ルに	めたりし

١.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	子どもの読書活動の現状	2
	全国の現状	
	2) 富士川町の現状(読書アンケートより)	
	① 各所の現状	
	② 子どもの読書活動推進への意見	
(	③ 町立図書館へ期待すること	4
	子どもの読書活動を取り巻く社会情勢の変化	
	1)情報通信手段の普及・多様化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2) 電子書籍の普及	
	3)学校・公共図書館の非利用率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4	4)不読率	
( -	·+/ · / · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	章 子どもの読書活動推進計画について	
第2章		
第2章	章 子どもの読書活動推進計画について 計画の目的	7
第2章 I. 2.	章 子どもの読書活動推進計画について 計画の目的 ······	······································
第2章 I. 2.	章 子どもの読書活動推進計画について 計画の目的 ······ 計画の位置づけ ····· 計画の期間 ·····	······································
第2章 I. 2. 3· 4.	章 子どもの読書活動推進計画について 計画の目的	······································
第2章 I. 2. 3· 4. 5.	章 子どもの読書活動推進計画について 計画の目的	······································

## 第3章 計画推進のための取り組みについて

	١.	- 「家庭」 における子どもの読書活動の推進	•
2	2.	「地域」における子どもの読書活動の推進	)
;	3.	「保育施設・学校」における子どもの読書活動の推進	]
4	4.	「町立図書館」における子どもの読書活動の推進	2
į		富士川町子どもの読書活動の連携・協力	
	-	)富士川町子どもの読書活動の連携図	
	(2	) 町立図書館のサポート   4	1
関化	係資	'料	5
		料	5
	١.		5
•	١.	子どもの読書活動の推進に関する法律(平成   3 年   2 月   2 日法律第   54 号)	5
	1. 2. 3.	子どもの読書活動の推進に関する法律(平成  3 年  2 月  2 日法律第  54 号) 文字・活字文化振興法(平成  7 年 7 月 29 日法律第 9   号)	5

5. 富士川町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

## 1. はじめに

人は言葉を持ち、その言葉によって思考し、心を豊かにし、他者とのコミュニケーションを育み、文化を発展させてきました。乳幼児期の読み聞かせ体験は、言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り、情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていきます。成長につれ、子どもは、物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書ができるようになります。やがて、読書体験と自分の実体験とを照らし合わせ、比較し、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中で、どのような意味を持つのかなどを理解するようになっていきます。

このように、非常に重要な意義を持つ子どもの読書活動について、社会全体で推進していくため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。翌年8月に国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という。)が策定され、平成30年4月には、発達段階に応じた読書習慣の形成を推進するなどの施策を反映した、第四次基本計画に取り組んでいます。

また、平成17年7月に「文字・活字文化振興法<sup>2</sup>」も成立し、全国で様々な取り組みがなされています。 さらに、令和元年6月には、「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律<sup>3</sup>」(読書バリアフリー法)が施行され、翌年7月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」 が策定され、障害の種類・程度に応じた読書環境への配慮などの具体的な方針が示されました。

山梨県においては、平成17年3月「山梨県子ども読書活動推進実施計画」(以下、「推進実施計画」という。)が策定され、平成24年には、甲府市北口に県立図書館が新築移転し、子ども読書支援センターが設置され、県内の子どもの読書活動の推進が図られてきました。令和4年3月には、第3次推進実施計画(改定版)が策定され、市町村、民間団体等の指針と、施策や取り組みの方向を示し、関係各団体と連携した具体的な取り組みを進めています。

この度、富士川町においても18歳までの子どもを対象に、町全体で子どもの読書活動を推進していくために、令和5年度から令和9年度を期間とした「子どもの読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定することとしました。この推進計画では、国や県の基本計画を踏まえつつ、「富士川町総合計画」「富士川町教育大綱」「富士川町教育振興計画」を指針とし、本町の地域性に基づいた方針や、国や県の目標設定に即した具体的な取り組みについて明示しており、様々な関係機関等の連携・協力により、子どもの読書活動を推進します。

<sup>「</sup>子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。ここでいう「子ども」とは概ね I 8歳以下の者をいう。

<sup>2</sup> 豊かな文字・活字文化のための施策を総合的に推進するための法律。

<sup>3</sup> 視覚障害者等の方も読書に親しむことができる社会を推進するため、令和元年6月に公布・施行された法律。

## 2. 子どもの読書活動の現状

## (1) 全国の現状

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、様々な電子機器に囲まれて過ごしており、興味や関心が多様化し、生活習慣も変化しています。このような状況の下、文部科学省の委託により、平成29年1月に「子どもの読書活動の推進等に関する調査研究報告書」概要版<sup>4</sup>が公表され、学校段階・学年が上がるにつれて、本を読まなくなるという傾向が示されました。

学校についての分析では、児童生徒が本をよく読んでいる学校には、「学校として読書に関する計画を立てている」「教職員に対する研修を実施している」「学校司書が配置されている」「学校図書館の活動等を支援する組織がある」「児童生徒から認識される、充実度合いが高い学校図書館を整備している」「読書週間でのイベントや一斉読書の時間の設定などの読書活動により力を入れている」などの特徴があげられました。

家庭においては、「家庭での蔵書<sup>5</sup>数が多く、また、家族に本を買ってもらったり、紹介してもらったりする児童生徒の方が本を読んでいる」、小学生では、「テレビ等を見る時間やゲームで遊ぶ時間が長いほど、読書時間が短い」、中学生・高校生では、「メール等をする時間が長いほど、読書時間が短い」「部活動等の時間や、塾等に行く時間が長い生徒も、読書時間が短い」という結果が報告されています。

一方、マンガ・雑誌を読む時間や勉強・宿題をする時間が長い児童生徒は、「読書時間も長い」ことがわかり、こうした活動は、読書活動を阻害しているわけではないことも報告されました。

また、新型コロナウイルスの発生の影響について、令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(主催:文部科学省)では、「新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休校により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された。また図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況は、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性がある。」6と報告がされています。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 詳細は、文科省HP参照。

<sup>5</sup> 所蔵している書籍のこと。

<sup>6</sup> 参考:文部科学省 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議 第5回配布資料 資料 I 「これまでの議論の整理」(案) P2-3

## (2) 富士川町の現状(読書アンケートより)

富士川町教育委員会では、令和3年12月に推進計画の策定に向け、「親と子どもの読書活動に関するアンケート<sup>7</sup>」(以下、「読書アンケート」という。)を児童生徒、保護者、保育施設、小中学校を対象とし、実施しました。

## ① 各所の現状

## 【家庭】

「就学前まで読み聞かせをしていた」傾向が多くみられ、また「両親が中心となって読み聞かせを行っている」「学年が上がるにつれ、自宅の蔵書数が多くなる」ということがわかりました。

#### 【保育施設】

施設の規模によって蔵書数は様々ですが、子どもたちの身近な保育室に本を置き、環境づくりに努めていることがわかりました。また、町民図書館の団体貸出<sup>8</sup>を活用している施設も多数ありました。

## 【小中学校】

児童生徒の80%が「読書が好き・どちらかというと好き」を選択しており、読書好きの傾向がみられました。その理由として、どの年齢層も読書は「おもしろい・楽しい」が最も多く、「知識を深められる」など、自身の興味に関する利活用も多く回答されました。年齢が上がるにつれ、将来への見通しや、受験に関する利点も上げられました。一方、読書への苦手意識がある児童生徒も一定数います。これらの児童生徒においても、「自分に合った選書」を求めている様子がうかがえ、読書への抵抗感を軽減するための工夫が必要であることがわかりました。

全国調査と同様に、本町の児童生徒も、学校段階・学年が上がるにつれて読書の頻度が低下するという傾向がみられました。学校規模によって蔵書数に差はありますが、学校図書館の利用頻度は非常に高く、令和3年4月から11月までの利用率は、小学校では97%、中学校では95%でした。学校図書館が利用される理由として「蔵書が多い」「利用しやすい雰囲気」「教職員による指導」が挙げられ、「一斉読書の時間の設定」「読書週間・読書月間の開催」「読書感想文・読書感想画コンクールの参加」や、「やまなし読書活動推進事業(やま読)。への参加」等、学校全体として読書活動に取り組む工夫が挙げられました。

#### ② 子どもの読書活動推進への意見

#### 【家庭から】

保育施設・学校に対して、「家庭で時間を設けられないので、学校や保育施設での読み聞かせや、 読書の時間がありがたい」という声が多数ありました。学校での活動に対しては、「学校図書館の利

<sup>7</sup> 詳細は、別添・関係資料4参照。

<sup>8</sup> 図書館が地域や団体、グループなどに図書館資料をまとめて貸出しすること。

<sup>9</sup> 山梨県の事業。親しい人などに本を贈る習慣を広め、読書への関心と読書習慣を確立し、読書活動の推進を図る事業。「ブックフェア」「ビブリオバトル」「やま読ラリー」などを実施。

用機会をつくること」「教職員からの働きかけ」などが望まれていました。その一方で、「読書が苦手な子への配慮もお願いしたい」との意見も複数見られました。

家庭においても、本にふれ、話題にする機会を増やすとともに、「大人が読書する姿を見せる」「読書会や読み聞かせに参加する」ことの必要性が多く挙げられました。また、地域での活動に対しては、児童書コーナーの充実、おはなし会「やイベント等の読書活動への期待がありました。

## 【保育施設から】

「月齢や年齢に合った本の紹介や、保護者へのアドバイスなどを掲載した図書だよりの発行」「子どもたちがどのような本を望んでいるかを知ること」など、情報提供の大切さが挙げられました。子どもが本に親しむためには「施設での読み聞かせ」だけでなく、「家庭での読み聞かせが大切である」との声も多くありました。

## 【小中学校から】

小学校では、「低学年までは、字が読めても本が読めているとは限らない」「読書の習慣をつける」など、学校だけではなく家庭においても親子で読書を楽しむことが望まれています。中学校では、読書のきっかけを作るために、「イベントや展示など興味を持つような働きかけが必要である」という意見がありました。

## ③ 町立図書館へ期待すること

保育施設や学校からは、「保育施設に出向いてのおはなし会の実施」「来校しての読み聞かせや ブックトーク<sup>11</sup>等の実施」「学校独自の団体貸出資料の充実」など従来行われてきた活動だけでなく、 新たな取り組みへの期待が多く挙げられました。

全体としては、「町の図書館の施設環境・蔵書の充実」「親子がゆっくりできるスペースの確保」「保護者への読書啓発活動」「魅力あるイベント・講演会の開催」「テーマ展示の継続」などの意見も多く寄せられました。さらに、「子どもたちだけでも、安全安心に町立図書館に行ける交通アクセスの整備」という要望もありました。

<sup>10</sup> 子どもたちを集めて「おはなし」を聞かせる集まり。絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたなどを用いて、子どもと本の世界を楽しく結びつける手法。

<sup>「</sup>一特定のテーマや作家について、様々な分野の図書数冊を選び出し、紹介する手法。

## 3. 子どもの読書活動を取り巻く社会情勢の変化

## (1)情報通信手段の普及・多様化

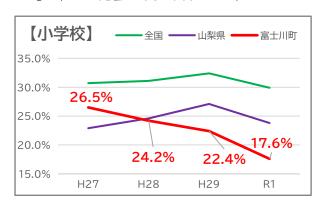
スマートフォンの普及やSNS等により、子どもを取り巻く情報環境は著しい変化を見せており、これらは、子どもの読書習慣にも大きな影響を与えている可能性があります。内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットの平均利用時間は増加するとともに、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。

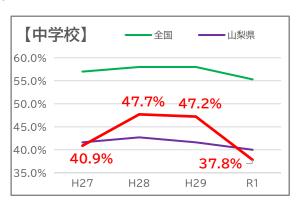
## (2)電子書籍の普及

近年、本は紙で読むだけでなく、電子書籍で読むことも選択できるようになり、読書の形態が変化しています。文部科学省が委託調査した「平成30年度 子供の読書活動の推進等に関する調査研究」の報告書によると、過去 | ヶ月間において電子書籍を読んだ中学生は | 8.7%であり、また、令和3年度に実施した本町の読書アンケートでは、26%の中学生が電子書籍を読んでいました。

## (3) 学校・公共図書館 2の非利用率 (全く利用しない人の割合)

平成27~令和元年度の「全国学力・学習状況調査<sup>13</sup>」(文部科学省)によると、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館(室)や地域の図書館にどれくらい行きますか」という設問に対して、「ほとんど行かない・全く行かない」と答えた児童生徒の割合は以下のとおりです。





学校·公共図	書館の非利用率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度
	全国	30.7%	31.1%	32.4%	29.9%
小学校	山梨県	22.9%	24.6%	27.1%	23.8%
	富士川町	26.5%	24.2%	22.4%	17.6%
	全国	57.0%	58.0%	58.0%	55.3%
中学校	山梨県	41.6%	42.7%	41.6%	40.0%
	富士川町	40.9%	47.7%	47.2%	37.8%
	典拠資料:「全国学	な力・学習状況調査」(ダ	、 文部科学省) ※H30	、R3 は該当質問なし	R2 は調査未実施

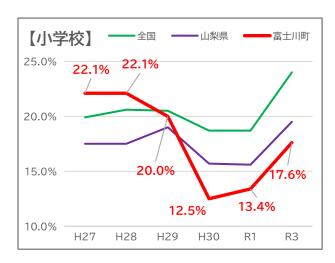
<sup>12</sup> 図書館法第2条第2項において、地方公共団体の設置する図書館を「公立図書館」、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置する図書館を「私立図書館」とし、公共図書館には公立図書館と私立図書館がある。

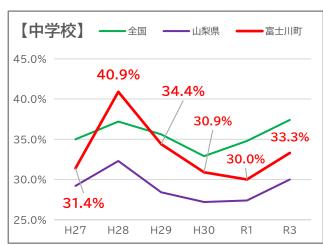
<sup>13</sup> 毎年 4 月に文部科学省が実施する、全国的な児童生徒の学力や学習能力を把握·分析し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる調査。小学 6 年生、中学 3 年生が対象。

直近の調査では、学校・公共図書館の非利用率の本町の数値は、全国や県と比べて低く、良好な結果でした。しかし、依然として中学校の非利用率は高く、生徒たちの読書活動をより活発にしていくためにも、学校や地域の図書館の果たす役割は、より大きくなります。

## (4) 不読率(平日、学校の授業以外で読書をしない人の割合)

平成27~令和3年度に行われた文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果から、「学校の授業時間以外に、平日一日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」という設問に対して、「全くしない」と答えた児童生徒の割合は以下のとおりです。





	\	- > /	- 81		- >		4 4 - 4 - 1
不	読率	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度
	全国	19.9%	20.6%	20.5%	18.7%	18.7%	24.0%
小学校	山梨県	17.5%	17.5%	19.0%	15.7%	15.6%	19.5%
	富士川町	22.1% 22.19	22.1%	20.0%	12.5%	13.4%	17.6%
	全国	35.0%	37.2%	35.6%	32.9%	34.8%	37.4%
中学校	山梨県	29.2%	32.3%	28.4%	27.2%	27.4%	30.0%
	富士川町	31.4%	40.9%	34.4%	30.9%	30.0%	33.3%
典拠資料:「全国学力·学習状況調査」(文部科学省) ※R2 は調査未実施							

全国と比較すると、不読率は低く、良好な結果でした。また、県との比較でも小学校は低く良好ですが、 中学生においては高い数値を示しています。学校段階が進むにつれ、子どもが読書から遠ざかる傾向 は、全国や県と同様に、本町においても見られます。そのため、早期の読書習慣の定着や、発達段階に 合わせた読書活動の支援、図書館環境の充実が必要となります。

なお、令和3年度の数値が全国的に後退した要因の一つとして、新型コロナウイルスの発生により、 臨時休校や図書館の利用が制限されたことも関係していると考えられます。

## 1、計画の目的

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、人生をより豊かに 生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。子どもの頃に培った読書習慣は、その後 の人生を彩る生涯学習の基礎となります。

地域における人材の育成や読書環境の整備、普及啓発等に留意しながら、家庭、地域、保育施設・ 学校、関係機関、行政の連携・協力のもと、子ども読書活動の推進を図ります。この活動を通じて、次世 代を担う子どもが、将来に夢を抱き、豊かな心を育み、成長するよう支援します。

## 2、計画の位置づけ

## 第二次 富士川町総合計画(平成30~令和7年度)

- 1. 力を合わせともに支え合うまちづくり 2. 豊かな人材と文化を育むまちづくり
- 3. 健やかで 笑顔があふれるまちづくり 4. 安全・安心で生活の質が高いまちづくり
- 5. 力強い産業と魅力あふれたまちづくり
- 6. 活力を生み出す都市基盤が整ったまちづくり

## 第二次 富士川町教育大綱(令和4~8年度)

- 1. 豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する
- 2. 夢と志を持ち、新時代の可能性に挑戦する力を育成する
- 3. 自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える

## 第2次富士川町教育振興計画(令和4~8年度)

- 1-1. 「知育・徳育・体育」を中心に、バランスのとれた「生きる力」の育成
- 1-2. 生命を尊び、家庭や子育てに夢を持つことができる豊かな心の育成
- 1-3. 家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進
- 1-4. 多様な人との関わりの中で、社会を生き抜く力を育む学校環境の整備
- 2-1. 超スマート社会の到来に向けた情報教育の充実
- 2-2. 国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成
- 2-3. 地球規模の課題に対応し、社会の持続的な発展を牽引する力の育成
- 3-1. 人生 100 年時代を見据え、生涯にわたる学習活動を支える環境の充実
- 3-2. ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実
- 3-3. 地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化伝統に触れる機会の充実

## 富士川町子どもの読書活動推進計画

【国】第四次 子供の読書活動の 推進に関する 基本的な計画

(平成30年度~)

※ 概ね5年間



【山梨県】第3次 子ども読書活動推進 実施計画(改定版)

(平成30~令和5年度)

※ 2年延長

## 3. 計画の期間

推進計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

## 4. 計画の方針

富士川町は、次の取り組みを通して、本計画の推進を図ります。

- ① 子どもの読書活動を推進する 地域づくり
- ② 子どもの読書活動を推進する 人材の育成
- ③ 子どもの読書活動を推進する 環境整備・充実
- ④ 子どもの読書活動を推進する 普及・啓発
- ⑤ 子どもの読書活動を推進する 関係機関の連携・協力

## 5. 数值目標

## (1)学校・公共図書館の非利用率及び不読率

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)を基にした、学校・公共図書館の非利用率(令和元年度)及び不読率(令和3年度)について、令和9年度までの富士川町の目標値を設定します。

項 目	対象	現状値(R元)	目標值(R9)
学校・公共図書館の非利用率(全く利用しない人の割合)	小学校	17.6%	15%
子校・公共凶音館の非利用学(主、利用しない人の割合)	中学校	37.8%	35%

※非利用率については、令和3年度は該当質問なし 令和2年度は調査未実施

## 〈目標値の設定〉

現状値を向上させた数値

項目	対象	現状値(R3)	目標值(R9)
不読率(平日、学校の授業以外で読書をしない人の割合)	小学校	17.6%	15%
小師牛(十口、子校の技業以外(読音をしない人の割合)	中学校	33.3%	31%

## 〈目標値の設定〉

最良値である数値(小学校 H30·12.5%、中学校 R元·30.0%)に段階的に近づけるための数値

## (2) 図書貸出数

町立図書館からの子ども及び団体への年間貸出数について、令和3年度の実績を現状値とし、令和 9年度までの富士川町の目標値を設定します。

項目	現状値(R3)	目標值(R9)
子どもへの貸出数	5,000 冊/年	8,500 冊/年
団体への貸出数	4,330 冊/年	6,000 冊/年

## 〈子どもへの貸出数目標値の設定〉

町立図書館の貸出数は | 人当たり年間5冊を目標とする。

国立社会保障・人口問題研究所で試算した5年後の人口と、本町の人口動態の推移から、令和9年度の人口(0~18歳)を1,700人として試算した目標値 1,700人×5冊=8,500冊

## 〈団体への貸出数目標値の設定〉

町内の保育所や児童センター等への1ヶ月当たりの貸出数を40冊とし、ボランティア団体や読書ボランティア等(以下「ボランティア」という。)への貸出数を1ヶ月当たり20冊と想定した数値

## 第3章 計画推進のための取り組みについて

子どもの読書活動の推進のためには、具体的取り組みを、それぞれの立場から着実に進めていくことが必要です。「家庭」「地域」「保育施設・学校」「町立図書館」が、連携して取り組むべき具体的事項をまとめました。

## 1.「家庭」における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって最も安らげる安全・安心な場所であり、自由に本と向きあい、本の世界に没頭できる貴重な空間です。日常の中に、本とふれあえる時間や環境を設け、家族で読書を楽しむことが必要です。

家庭における読み聞かせ等の読書活動により、家族のスキンシップやコミュニケーションを深めることができます。そのためには、保護者自身も読書に親しみながら、子どもの頃から読書習慣を身につけることの大切さを充分に理解し、積極的かつ継続的に関わっていくことが必要です。

山梨県では、具体的方策の一つとして『家読(うちどく)推進運動<sup>14</sup>』の取り組みを行っています。本町においてもブックスタート事業<sup>15</sup>を継続し、家庭での読書の重要性の理解促進に取り組みます。また、県の事業や施設と連携しながら、子どもの読書活動について普及・啓発していきます。

- 本が身近にある環境をつくりましょう。(例 子どもたちの手が届くところへ本を置く)
- ▼ 家族で「本を楽しむ時間帯」をつくりましょう。(例 就寝前の読み聞かせ)
- 読書を通して、家族とふれあいながら「本は楽しいもの」であると伝えていきましょう。
- 親子読書から本の大切さを学び、一人読書につなげていきましょう。
- 近くの公共図書館等に、家族で行く機会をつくりましょう。(例 本に関するイベントへの参加)

## 2.「地域」における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでもどこでも、子どもの身近な場所で本と親しむことができるよう、地域の環境を整備していくことが必要です。

児童センターや放課後児童クラブ(以下、「児童クラブ」という。)は、子どもたちが学校以外の施設で地域と関わる場所です。児童センターでは、子育て広場の中で保育士による読み聞かせや、本を通してのふれあいの大切さを伝えたりする活動をしていきます。児童クラブでは、活動の中で読書の時間を設けること、年齢に合わせた本を置くことで、読書習慣を身につける活動に努めます。

<sup>14</sup> 家庭読書の略語。家族で読書をし、コミュニケーションを深めることを目的とした運動。毎月第1日曜日を「家庭の日」、毎月第3日曜日を「青少年を育む日」とし、『家読 100 選』の情報発信で年代に応じた推薦図書を紹介している。

<sup>15</sup> 本町では、図書館司書が乳幼児健診時 (7~8 か月児対象) に読み聞かせの仕方など説明しながら、赤ちゃん向けの絵本をプレゼントする子育て支援事業。

子どもの読書に関わるボランティア活動との連携・協力により、効果的な読書活動の推進へと、活動 を展開していくことも大切です。

#### ○児童センター・児童クラブ

- 施設の利用者が絵本や本に親しめる環境をつくります。
- 町立図書館からの団体貸出を活用し、施設内の図書コーナーを充実します。
- 利用者の発達段階に応じた図書の購入を計画的に行います。
- 子どもたちが読書に関心を持つ各種イベントを、企画し開催します。
- 保護者へ、子ども読書に関する情報を積極的に提供します。

## 〇ボランティア

- 各団体は、独自にイベントを企画し運営をします。
- 地域での活動の機会に、図書館の利用や子どもに読書をすすめる活動を行います。
- 絵本や物語に親しんでもらえるようなしおりやおもちゃ等の制作に取り組みます。
- 各施設・各団体に出向いて、読み聞かせを行います。
- 町立図書館が企画したイベントへも積極的に協力し、本の楽しさ・大切さなどを伝えていきます。

## 3. 「保育施設・学校」における子どもの読書活動の推進

保育施設に通っている子どもは、日中多くの時間を施設で過ごします。その生活の中で、友だちととも に普段から慣れ親しんでいる保育士や幼稚園教諭に本を読んでもらうことは、家庭での読み聞かせと は違った感動を共有し、本の世界をより楽しむことができます。保育施設は、子どもたちが絵本や物語に 親しむための空間を整え、想像力や集中力を養いながら本への興味を持ち、豊かな心を育むよう取り 組むことが大切です。

小中学校は、学校図書館を通じ、子どもたちが生涯にわたる読書習慣を形成するために、適切な支援を行う必要があります。学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能に加え、近年では「教員のサポート機能」「子どもたちの『居場所』の提供」「家庭・地域における読書活動の支援」が求められています。児童生徒が、日々の成長とともに、様々な興味・関心・疑問に応えられるよう、魅力的な資料を整備・充実させていくことが必要です。司書教諭「6や学校司書」7は、研修会や研究会に参加し、自ら資質の向上に努めていくことも大切です。

保育施設や小中学校では、これまで以上に本とふれあうきっかけをつくるため、保護者や児童生徒へ 図書館利用を呼びかけ、魅力ある様々な取り組みを検討していくことも必要です。

#### ○保育施設

● 安心して図書に触れることができるスペースの確保に努め、絵本や物語の読み聞かせ等が効果的に行える環境をつくります。

<sup>16</sup> 教員免許状を持ち、学校図書館司書教諭の発令を受けた者。

<sup>17</sup> 学校図書館で勤務する事務職員の総称。

- 読み聞かせや紙芝居、パネルシアター<sup>18</sup>等を用い、絵本や物語等に親しむ時間をつくります。
- 保育所保育指針、幼稚園教育要領等<sup>19</sup>に基づき、発達段階に合わせ絵本や物語に親しむ活動を行います。
- 町立図書館からの団体貸出を活用し、施設内の図書コーナーを充実します。
- 保護者に、子どもと一緒に本に親しむための時間づくりの大切さや、本の楽しさを伝えます。
- 園児が、町立図書館を訪れ、本に親しむ機会をつくります。

## 〇小中学校

- 児童生徒、教職員のニーズを把握し、各校の実態に合わせた魅力的で利用しやすい学校図書館をつくります。
- 日常的な読書の時間を確保し、読書活動をさらに充実します。
- ◆本への興味や幅広いジャンルへの関心を高めるよう、読み聞かせやブックトーク等の活動を取り入れた読書指導を行います。
- 学習指導要領<sup>20</sup>や教育課程<sup>21</sup>に沿い、児童生徒自ら課題を持ち、調べ、解決するために活用できる本の購入をします。
- 町立図書館と連携し、団体貸出や学校間の相互利用を活用して、児童生徒の読書活動・調べ 学習・総合的な学習をすすめます。
- 司書教諭や学校司書が進んで研究と修養に努めるとともに、教職員の選書等に関わる支援を 行います。
- 保護者やボランティアと連携し、読書活動を充実させる環境をつくります。

## 4. 「町立図書館」における子どもの読書活動の推進

公共図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場であり、本を自由に選び、読書の楽しみや知識・情報を得ることのできる学びの場です。そのため、町立図書館では、年齢や目的に応じた図書や雑誌などの資料を計画的に揃え、その活用や普及を促進し、読書環境の整備に努めます。また、図書館を身近に感じるよう、様々な活動や企画事業に取り組むとともに、情報発信(広報・WEBサイト・SNS等)を積極的に行い、図書館の利用拡大に努めます。

- 誰にでも利用しやすく、快適な環境をつくります。
- 障害のある子どものための利用をサポートします。
- 乳幼児サービス・ヤングアダルトサービス<sup>22</sup>の充実を図ります。
- ブックスタート事業をサポートし、家庭で本に親しむ入門期の活動を推進します。
- 親子で楽しめるイベントやおはなし会、子どもの読書推進に取り組むための講座を企画します。
- 利用者の調査相談に、司書が手助けを行うレファレンスサービスを充実させます。

<sup>18</sup> 絵や物のイラストを不織布で切り抜き、パネルの舞台に貼ったりしながらお話を進めていく手法。

<sup>「</sup>子どもと保育者との信頼関係を基盤とする」「子どもの主体的な活動を大切にし、適切な環境の構成を行う」「子ども一人ひとりの特性と発達の課題に即した指導を行う」などを基本とした、幼児教育の指針。

<sup>20</sup> 学校で一定の水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の基準。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 学校教育の目的を達成するため、児童生徒の発達度·理解度に合わせ、教育内容を学習段階に応じて配列した学習計画。

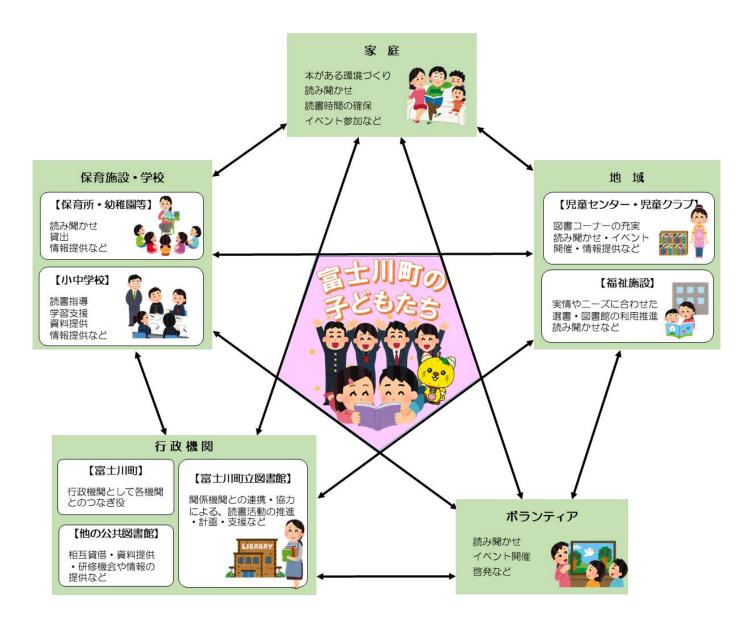
<sup>22</sup> 中・高校生などに対する図書館サービス。

- 幅広いジャンルに興味関心が持てるよう、魅力的な展示や掲示をします。
- 子どもの読書に関わる人への啓発活動を行います。
- 他の公共図書館との相互貸借制度<sup>23</sup>を活用し、利用者のニーズに対応します。
- 図書館司書の資質向上のために各種研修への参加の機会を確保します。
- 利用者の声を積極的に取り入れた図書館運営を行います。

## 5. 富士川町子どもの読書活動の連携・協力

この計画は社会全体の取り組みが不可欠です。そのため、子どもに関わるすべての人が様々な関係機関と情報交換を密にし、連携していくことが必要です。各施設や団体は、充実した子ども読書活動を企画・推進していくために町立図書館からのサポートを活用しながら、相互に連携・協力していきます。

## (1) 富士川町子どもの読書活動の連携図



<sup>23</sup> 図書館間で相互に資料の貸借を行うこと。

13

## (2) 町立図書館のサポート

町立図書館は、子どもたちや子ども読書の推進にかかわる人が、身近に本を選び、楽しむための読書環境を整備するため、図書等の計画的な収集に努めるとともに、地域の読書活動を支える柱となるよう、様々なサポートを行います。

#### ○各施設

- 各施設の実情・ニーズに応じた絵本・紙芝居の選書・貸出を行います。
- 各施設が要望する図書や、学習に利活用できる多様な図書の購入を行います。
- 各施設職員や団体の選書に関わる要請に応えます。
- 児童、生徒、教職員からのレファレンスに対するサポートを行います。
- 職場体験や施設見学などを通して、キャリア教育につながる情報を提供します。
- 学校の要請に応じた、ボランティアの派遣について相談・実施に努めます。
- 各施設の利用者の来館に対し、細やかな利用のサポートを行います。

## 〇ボランティア

- 子どもの読書活動を推進するボランティアを養成します。
- ボランティアの要望に応えて、子ども読書に活用できる知識や情報を提供します。
- 各団体のボランティア活動の紹介や交流の場を提供します。

#### ○他の公共図書館

- 他の公共図書館と連携を取り相互貸借制度を充実し、効率的な資料提供を推進します。
- 『家読(うちどく)推進運動』や『こども読書週間<sup>24</sup>』をすすめるため、他の公共図書館の先進的な取り組み事例を紹介し、充実に努めます。

家族でのふれあいの中で 絵本の読み聞かせをしたり語り合ったりすることが 子ども読書のはじめの一歩です

親子で笑顔あふれる素敵な時間をつくりましょう

子どもが様々なことに興味を持ち 心を養う多感な時期にたくさんの人が関わり 本の世界へ誘いましょう

富士川町で育つ子どもたちが 本を通して豊かな心を育み 広い世界へと羽ばたくよう願います

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 4月23日(子ども読書の日)から5月12日までの3週間を「こども読書週間」と定めている。

# 関係資料

- 1. 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)
- 2. 文字·活字文化振興法(平成17年7月29日法律第91号)
- 3. 視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)
- 4. 親と子どもの読書活動に関するアンケート結果(抜粋)
- 5. 富士川町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

## 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務 等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書 活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的 とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施 策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの 読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割 を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの 読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければ ならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの 読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、 子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町 村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に 関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなけれ ばならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策 定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について 準用する。

#### (子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書 活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

## (財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の 措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 文字・活字文化振興法 (平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

#### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

#### (基本理念)

- 第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯 にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかか わらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その 教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言 語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字 文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (地域における文字・活字文化の振興)

- 第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の 普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の 充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

## (文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版 の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の 日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

## (財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (令和元年法律第四十九号)

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍 (雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。
- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

## (基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に 策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視 覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

## (基本計画)

- 第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下こ の章において「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その 他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (地方公共団体の計画)

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を 定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を 反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

#### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

- 第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館 等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用 しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要 な施策を講ずるものとする。

## (インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

- 第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

#### (特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視 覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、 製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ず るものとする。
- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

- 第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に 反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ず るものとする。
- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

## (端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等 及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

#### (情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、 視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進 及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

## (人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 親と子どもの読書に関するアンケート結果(抜粋)

○読書アンケート<小学2・4・6年生 中学1・3年生>	· 26
〇子どもの読書に関する保護者アンケート	• 34
○子どもの読書に関する保育機関アンケート····································	• 42
○子どもの読書に関する小中学校アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 47



# アンケート実施方法・参加人数

【実施方法】

〈紙アンケート〉 小学校2年生

〈タブレット端末によるインターネットアンケート〉

小学校4年生

小学校6年生

中学校1年生

中学校3年生

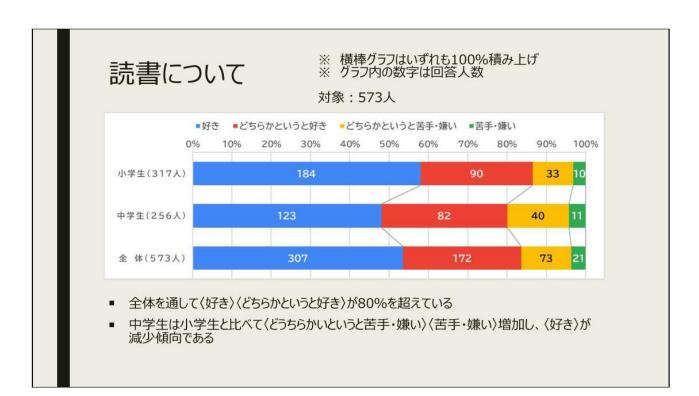
【回答率】

95% (573人/599人)

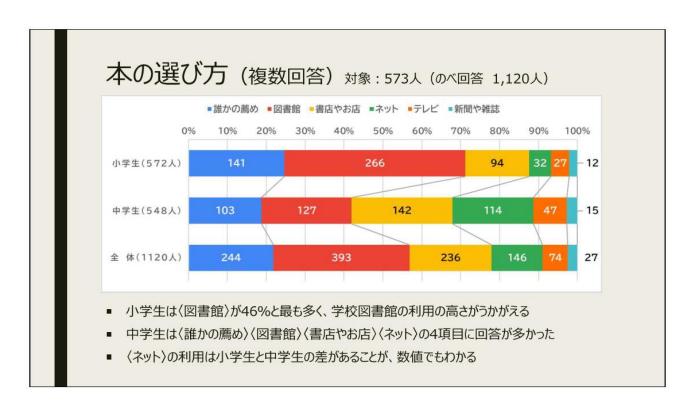
【対象学校】

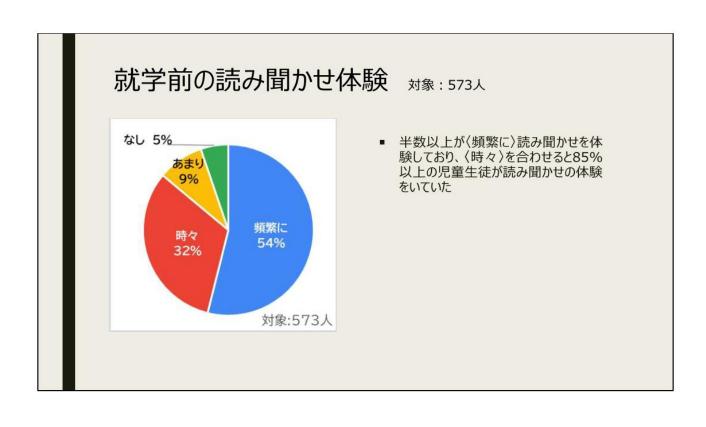
增穗小学校·增穗南小学校·鰍沢小学校 增穗中学校·鰍沢中学校

アンケート参加人数					
全体	小学生	小6	4	小	小2
土体	317	104 103		10	110
573	中学生	中3			中1
3/3	256	133			123









# 就学前に読み聞かせをしてくれた人

(複数回答) 対象:573人(のべ回答 908人)

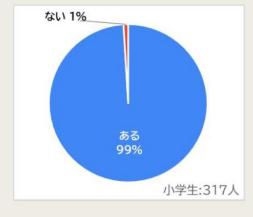


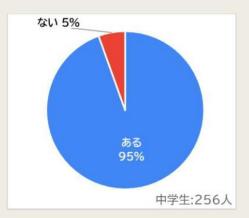
【その他(8人)】

・近所のお姉さん(1人)・おじ・おば・いとこ(6人)
・個人名(1人)

- 最も多いのは〈両親〉の45%であった
- 〈祖父母〉〈両親〉〈兄弟姉妹〉を合わせて、 家庭内では64%と非常に多かった
- 保育士や幼稚園教諭の読み聞かせも多い 様子である

# 今年度の学校図書館の利用 対象: 573人





■ ほとんどの児童生徒が利用しているが、〈ない〉と回答したのは、小学生が3人、中学生が14人であった

## 学校図書館の1週間の利用

対象:「今年度の学校図書館の利用」で〈ある〉を選択した556人 (小学生 314人 中学生 242人)



- 小学生の91%は週に1度は利用し、〈4回以上〉と、ほぼ毎日利用している児童もいる
- 中学生は〈1回〉が45%で最も多く、次いで〈0回〉が35%となっている
- 中学生の読書する本の性質上、1週間では読了できないことも考えられる

## 学校図書館に行けない理由 (複数回答)

対象:「今年度の学校図書館の利用」で〈ない〉を選択した17人 (小学校 3人 中学校 14人) (のべ回答 17人)

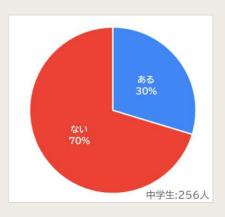


【その他 (3人)】

- ・読みたい本がない (1人)
- ·不登校(1人)
- ・読んでいるけれど借りていない (1人)
- 半数以上の53%が〈行〈時間がない〉を選択している
- 回答選択肢に〈本が少ない〉〈場所が遠い〉 もあったが、いずれも0人だった

# 電子書籍の利用(中学生のみ) 1ヶ月の利用冊数

対象:「電子書籍の利用」で〈ある〉と回答した76人





■ 「電子書籍の利用経験」で〈ある〉と回答した30%のうち、88%の生徒が1か月間に利用があり、〈10冊以上〉読んでいる人が25%いた

## 読書について (自由記述)【小学校2年生】 107人回答

## 《傾向》

- 最も多かった意見は、読書は「おもしろい」「楽しい」で、64%であった
- 次いで、「知らないことがわかる」が52%であった
- 「勉強になる」や「好きな本がある」も13%あった
- お気に入りの作家やシリーズを記載している意見も多かった。
- 興味のあることが詳しく書いてあることがうれしい様子で、魚・生きもの・動物などの飼育のしかたが 書かれている知識の本が好きだという意見も見られた
- 「本が好き」「図書館が好き」との意見も目立った

## 《抜粋》

「いろんな世界を知れるし、そのおかげで作家になりたいと思ってる。何より楽しい」 「本を書いている人は物知りだなあと思う。勉強になる」

「普通でないことがあるからおもしろい タイトルに"不思議"や"魔法"があるとわくわくする」 「理科の本がいっぱいあった方がいいです」

## 読書について (自由記述) 【小学校4年生】 101人回答

## 《傾向》

- 最も多かった意見は、読書は「おもしろい」「楽しい」で45%だった
- 「知らないことがわかる」「勉強になる」などの読書のメリットに気づく児童が44%おり、知識を得ることに喜びや楽しみ感じていることがうかがえた
- いろいろな種類の本があることにより興味関心のある事にアクセスしやすいと感じている児童は約20%であった
- 「知識を得ることで世界が広がり、将来について考えることができる」と感じる児童も0.5%いた
- 「本が好き」や「もっとたくさん読みたい」という意見の一方、「読書には興味があるが、読む気にならない」という意見もあった
- 新図書館に対する期待も多くあった

#### 《抜粋》

「作者によって考え方や表し方が違うから、いろんな表現やお話があって面白いです。もっと 色々な本を読んで、色々なことを知りたいです」

「知らないことが知れたりして、時には面白いこともあれば、悲しいこともありました。でも、読み終わるとスッキリしました」

## 読書について(自由記述)【小学校6年生】 72人回答

## 《傾向》

- 最も多かったのは「知らないことがわかる」「勉強になる」であり、70%以上の児童が記述をしていた。
- 次いで、約半数の47%の児童が「おもしろい」「楽しい」と感じていた
- 「読書で明るい気持ちになる」「夢中になれる」という心情面の意見も多くあった
- 「興味のあるものに偏ってしまう」や「長い物語は苦手であったり面倒」「眠くなる」というマイナス 意見もあった

#### 《抜粋》

「本を読んでいると、違う世界に行けるみたいで、楽しいから好き」

「知識や新しい発想を得るためのいい機会だと思っています」

「面白い本はよく読むのですが、文が長い本などには、どうしても手が伸びません。本はとてもいいものとはわかっているのです…そのようなことをよく考えています」

「いろいろな種類があり、1年生からでも楽しめる」

「教養には読書が必要だと思う」

## 読書について (自由記述)【中学1年生】 110人回答

#### 《傾向》

- 「知識を深められる」「勉強に役立つ」が40%で最も多かった
- 次いで「おもしろい」「楽しい」が33%で、「夢中になる」「感情移入できる」等の意見もあった
- 「世界が広がる」「将来の役に立つ」「普段使わない言葉や漢字に出会える」等、読書の副産物にも注目があった
- 興味の有無で、選書や読書へ対しての抵抗感が変わるという意見も多く見られた
- 朝読に関しては「もっと長く」「落ち着けて良い」という肯定的な意見と、「無理に読ませないで欲しい」という否定的な意見もあった

## 《抜粋》

「本でしか得られない情報とかあるから、とてもいいなと思う」

「本を読むのが苦手なのではなく、自分の好きな本が見つからないだけだと思う」

「読書は困ったときや悩んでいるときに読むと心が楽になる。自分を支えてくれる」

「知識を深められるし面白いからとても生きていく上で大切なもの」

## 読書について (自由記述)【中学3年生】 128人回答

#### 《傾向》

- 「おもしろい」「楽しい」が32%でありが、エンタメ性をおもしろいと感じる意見はもちろんだが、知的好奇心によるおもしろみを感じる意見も多く見られた
- 「知識を深められる」は27%であり、「思考力・想像力・言語力の向上」は28%であった
- 「世界が広がる」「将来の役に立つ」「生活に活かす」等、読書の副産物にも注目があった
- 自分に合った選書を求めている様子がうかがえ、好きな時間にゆっくりと楽しみたいとの意見も 複数あった
- 受験を控えているため、「時間が足りない」や「もっと読んでおけばよかった」との意見もあった 《抜粋》

「一つのことでも著者によって考えが違うので読み比べが面白い」

「読むペースが遅く、一ヶ月間に何冊も読むことができないが、ただ読むだけでも、知識は自然と入っていくから、読書には本当に意味があると思う」

「読書は色々な事を知れてとても面白いもの。読書によって今まで自分が分からなかった事が分かるようになり、前までは見れなかった自分が見れるような気がする」

「同じ本を読んだ人と感想を話し合ったり、考察し合ったりすることも楽しい」



対象期間 令和3年11月

# アンケート実施方法・参加人数

【実施方法】

〈インターネットアンケート〉

町内各保育所・峡南幼稚園 たんぽぽ子どもの家・きらきら星 年長児保護者

※年長児保護者の一部は紙アンケート

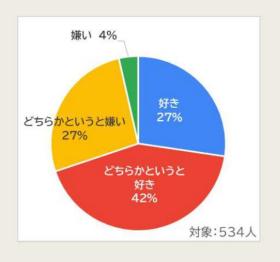
町立小中学校

小学校2年生保護者 小学校4年生保護者 小学校6年生保護者 中学校1年生保護者 中学校3年生保護者 【回答率】

77.6% (534人/688人)

アンケート参加人数						
	全 体					
小2保護者	小4保護者		小6保護者			
92	81		90			
中1保護者		中3保護者		534		
104		113				

# 保護者自身の読書について 対象 (534人)



- 〈好き〉〈どちらかというと好き〉を合わせて約70%である
- 僅かであるが〈嫌い〉もいる

# R3年11月の図書館利用回数 対象: 534人



- 1ヶ月の間、一度も図書館を訪れていない人が78%と多数いる
- これらの回答者は週に1回程度利 用していると思われる
- 月に1回以上利用している人が22%いるが、〈5~6回〉は2%(8人)であり、〈7~10回〉〈11回以上〉は0%であるが、回答者は各1人であった

# R3年11月のお子さんとの図書館利用回数

対象:「R3年11月の図書館利用回数」で〈0回〉以外を選択した117人



- 大人だけで利用することもあるが、子どもと一緒に行くことが多い
- 子どもの年齢層が上がるにつれ、大人だけで利用することが増えている

# お子さんに主に読み聞かせを行った人



【その他1%(5人)】※複数記載

- ・両親(4人)
- ・祖父母(2人)
- ・自分で読めるようにさせた(1人)
- 選択が一択だったのため、圧倒的に 〈母親〉による読み聞かせが多かった
- その他には、一人に絞れない回答が 複数あった
- くいない〉を選択した人は、Q12の 回答と同じに、子どもの年齢を追う ごとに増加傾向であった

### 家族で読み聞かせをしていた時期

対象:「お子さんに、主に読み聞かせを行った人」で〈いない〉以外を選択した508人



#### 【今でも (53人)】

- ・年中保19人 ・小2保19人 ・小4保8人 ・小6保4人 ・中1保3人
- 最も多かったのが〈6歳まで〉となり、 小学校入学を機に、生活リズムが 変わったり、文字を学んだりしたこと が要因と思われる
- 次に多いのは〈低学年まで〉となり、これは絵本から幼年文学へと移行期であり、「読み聞かせ」から「ひとり読み」に移行することが考えられる
- 3番目に多いのは〈3歳まで〉であり、 通所通園が始まる時期であり、通 所通園先での読み聞かせが始まる ためと推測される

# 読み聞かせの頻度 時間帯 (複数回答)

対象:「お子さんに、読み聞かせを行った人」で〈いない〉以外を選択した508人





#### 【その他1% (5人)】

- ・時間があるとき (3人)
- 病院の待合室(1人)・歯磨きのとき(1人)

- 週に1回以上読み聞かせを行っている(いた)人が86%にのぼる
- 時間帯は〈子どもが寝る前〉が最も多く、次に〈望んだ時〉で、合わせて76%と多い

#### 〈学校での活動〉に必要な事 (複数回答)

対象:543人(のべ回答 1,181人)



#### 【その他 (18人)】※複数記載

- ・興味を持たせる工夫(5人)
- ・読書の楽しさや魅力の共有(3人)
- ・評価しない無理強いしない(3人)
- ・物語制作や製本等の体験 (2人)
- ・大人が読書する姿を見せる(2人)
- ・授業で感想文を取り組む(1人)
- ・魅力ある図書館(1人)
- ・深く楽しむ (1人)
- 〈読書の時間の設定〉が多く、最も必要と感じている
- 読書だけでなく〈図書館を活用した学習の充実〉や〈蔵書やICT機器の充実〉等、利用機会を作る環境の充実と、教職員からの働きかけが望まれている

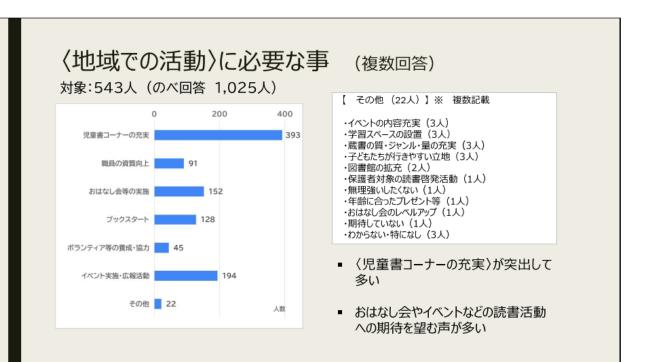
# 〈家庭での活動〉に必要な事 (複数回答)

対象:543人 (のべ回答 1,572人)



#### [ その他 (8人)] ※ 複数記載

- 幼少期からの読み聞かせ(3人)
- ・親や兄弟姉妹が読書している姿を見せる (2人)
- ・親が本の楽しみについて話をする (2人)
- ・様々なジャンルの本にふれる (1人)
- 「家族で子どもに本を薦める方法」と 同じ回答項目であるが、〈大人が読書する姿を見せる〉と〈読書会や良い 聞かせに参加〉が倍近〈増加している
- この2点は子どもたちのためにより望ま しいと考えていることがうかがえる

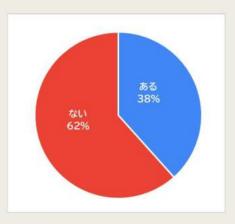




#### 電子書籍の利用

#### 1ヶ月の利用冊数

対象:「電子書籍の利用」で〈ある〉と回答した205人





- これまでに電子書籍の利用経験がある人でも、26%が1か月間の利用はなかった
- 一方で、10冊以上読んでいる人もいた

#### 【保育所・学校等】への意見

- 家庭で時間が作れないので、学校や保育所での読み聞かせや、読書の時間はありがたい(21人)
- 学校図書館の存在は大きい(5人)
- 友達や先生と本の話題をすることによって読書が広がっている様子がうかがえる(4人)
- 朝の読書や感想文は読書が苦手な子には苦痛、強制はしないで欲しい(2人)
- 特別な時間ではなく、学習に絡めて高学年になっても日常的に継続して本にふれる時間を作って欲しい(1人)
- 学校でタブレット利用をするなら読書履歴のサイト等を利用してはどうか(1人)
- 一人ひとりに合った本との出会いを希望(1人)
- 高学年児童と低学年児童の本の交流や、ビブリオバトルなども学校でして欲しい(1人)
- 読書を評価の対象にしないで欲しい(1人)
- 小学生の音読は正直に言うと上手ではなく、発表会でも残念に感じた。低学年は活字を読むことも 大切だが、読み聞かせによって文の流れが違うんだということを学んで欲しい(1人)

# 【図書館】への意見

- 町の図書館の施設環境・蔵書の充実(17人)
- サービスの拡充(リクエスト購入・読書通帳等) (3人)
- ・ 魅力あるイベント・講演会 (親への啓発・外部講師・オンライン開催) 等の充実 (3人)
- 図書館職員の資質向上(企画力・対応力・選書力等) (3人)
- 新図書館が楽しみ・期待している(2人)
- 様々な種類の本があるのでありがたい (1人)
- スタイリッシュな図書館にして欲しい(1人)
- 気軽に行けた現図書館を残して欲しい(1人)
- 赤ちゃんからお年寄りまでの様々なふれあいの場に本があり、本を通じて交流できるとよい(1人)
- 家庭で不要になった本の譲渡会を行う(1人)
- 実写映像化作品(DVD等)の貸出や上映会(1人)
- ・ 友達同士などで本を交換する機会を作る(1人)

#### 【家庭・その他】への意見

- 読み聞かせによる親子の時間の充実感と、子どもが本を好きになったことへの喜び(6人)
- 家庭環境、親の意識、子どもと一緒に読書を楽しむという環境作りが大切(6人)
- 読書は大切である・本を通じて心豊かに成長して欲しい(2人)
- 読書は読解力に良い影響を与えるので必要な勉強であり、活字を読む習慣も大切(2人)
- 大人は電子書籍を利用するが、子どもには紙の本で読んで欲しい(2人)
- 家庭内で感想の共有をしたい(2人)
- 幼少期にどれだけ「読書の楽しみ」に出会わせるかが重要(2人)
- 本屋に連れて行き本を購入したり、町に本屋を呼ぶ(1人)
- 無理強いはせず時を待ち、嫌いな子には他に好きなことを見つけて欲しい(1人)
- 「読書の良さ」についてかわかりやすく言葉で教えてほしい(1人)
- コミックや雑誌も「本」の一部であり、それを除外して考えることは今後難しく、またナンセンス(1人)
- 本に興味を持たない子を読書好きにさせるにはどうしたらよいか(1人)

# 子どもの読書に関する 保育機関アンケート (抜粋)

対象期間 令和3年11月

# アンケート実施方法・参加人数

【実施方法】

【回答率】

〈紙アンケート〉

町内各保育所

私立峡南幼稚園

私立保育園たんぽぽ子どもの家

NPO法人きらきら星

富士川児童センター

鰍沢児童センター

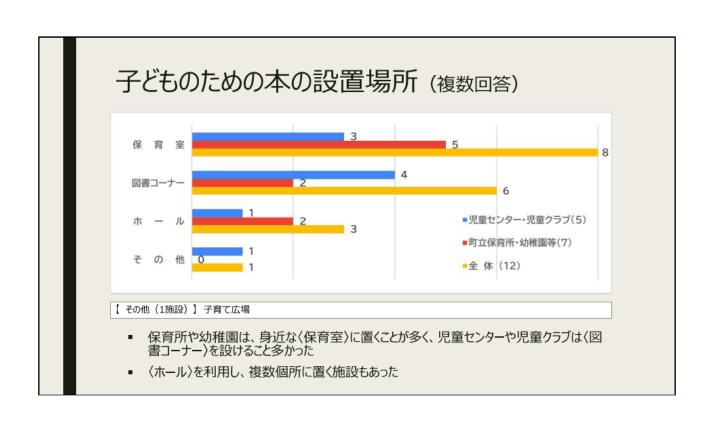
ますほ北児童クラブ

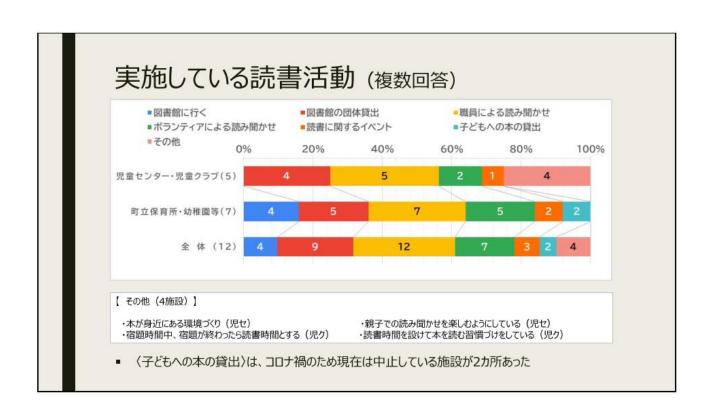
ますほ南児童クラブ

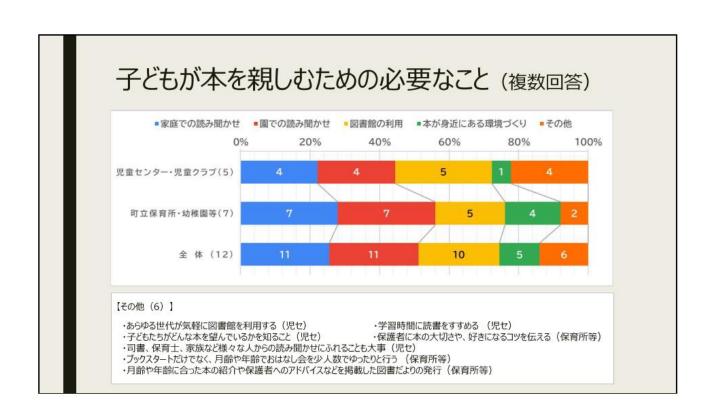
さくらなかよしクラブ

100% (12機関/12機関)



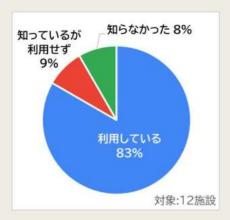






# 図書館などから団体貸出の利用 団体貸出について





■ 多くの保育機関が団体貸出を利用しているが、利用のない2施設に働きかけが必要である

### 町の図書館に期待するサービス

- 本に関するイベント開催(子どもたちが参加したくなる・保護者が読書に親しめる・対象年齢を 絞る)(4施設)
- 保育所の保護者参加行事などに出張して、図書館の紹介やおはなし会をして欲しい(2施設)
- 子どもが興味を持ったことをすぐ調べられる広い分野の図鑑や書籍・資料など揃え、調べやすい レイアウト (2施設)
- 大型紙芝居・大型絵本をたくさんそろえて欲しい(2施設)
- 視聴覚資料の貸出・視聴コーナー (2施設)
- 小さな子どもや親子がゆっくりできるスペースの設置(3施設)
- 誰もが本を読んだり勉強できるように閲覧スペースや学習スペースがが欲しい(3施設)
- 町民図書館には様々な本が揃っているのでありがたい(1施設)
- 安全を確保しながら、屋外で本と読めること(1施設)

- 休館中に利用できる返却ポストが欲しい(役場にも)(1施設)
- 本来は司書と交流しながら貸借するのが良いが、本の自動貸出機のようなものがあると、隙間時間に利用しやすいのでは(1施設)
- 親子が一緒に絵本を楽しめるサービスを期待(1施設)
- 本のリクエスト(1施設)
- 映画や音楽・美術書・画集・写真集なども充実して欲しい(1施設)
- 新しい図書館なので幅広く繰り返しPRして欲しい(1施設)
- 各児童センターや保育所でも気軽に本が借りられるように移動図書館などを実施して欲しい (1施設)
- 本の移動が難しければ、行きやすいバスの運行などをして欲しい(子どもや高齢者など自力で行けない人に利用しやすく) (1施設)
- 古い本なども置いてあるとうれしい(1施設)
- 季節やテーマでの展示があり、参考になるので展示は続けて欲しい(1施設)

### 子どもの読書活動を進めるにあたって必要な点

- 保護者への読書啓発(保護者が本に興味を示さないと本の良さが伝わない) (3施設)
- 家庭において幼少期からの習慣が大切(就学前がポイントだと考える)(3施設)
- 良い本を選書できる知識を職員が持つこと(1施設)
- 読み聞かせをきっかけに本を好きになり読むようになる(やがて自分で読めるようになる)(3施設)
- 子どもたちが行ってみたいと思える利用しやすい図書館(1施設)
- 本の魅力をわかりやすく発信(1施設)
- 本屋大賞のように図書館大賞のようなものを設けて発信(1施設)
- 本好きな人や図書館スタッフからおすすめコメントをもらい読書意欲を掻き立てるPOP作り(1施設)
- 幼少期から絵本に触れる環境やサービス(ブックスタートなど) (1施設)
- 絵本を読むだけでなく、読書を通してのクイズなどのイベント(1施設)
- 気軽に感想を言い合う場作り(1施設)
- 無理強いしない(1施設)



対象期間 令和3年11月

# アンケート実施方法・参加校数

【実施方法】

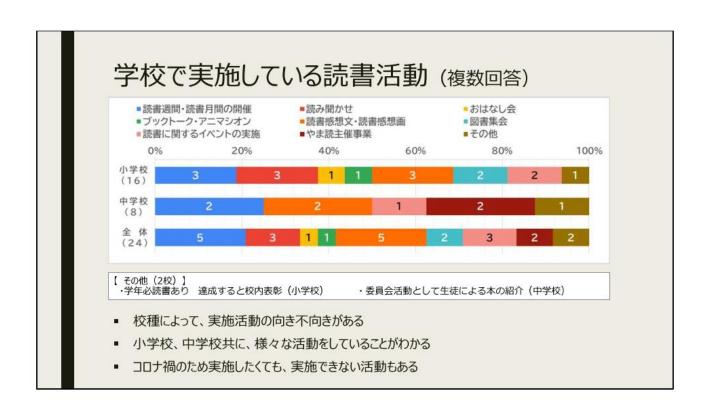
〈紙アンケート〉

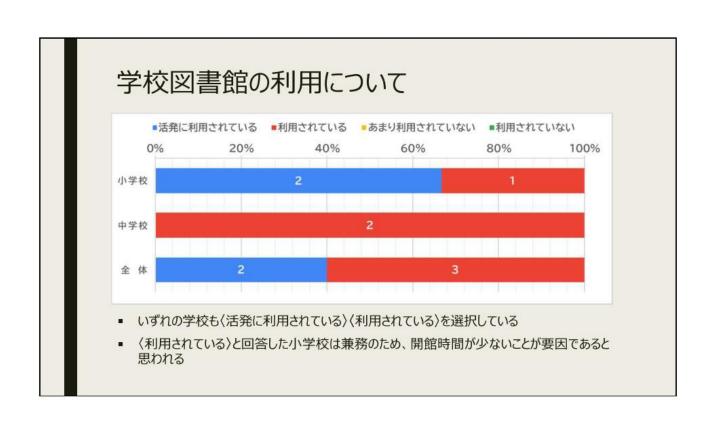
增穗小学校 增穗南小学校 鰍沢小学校

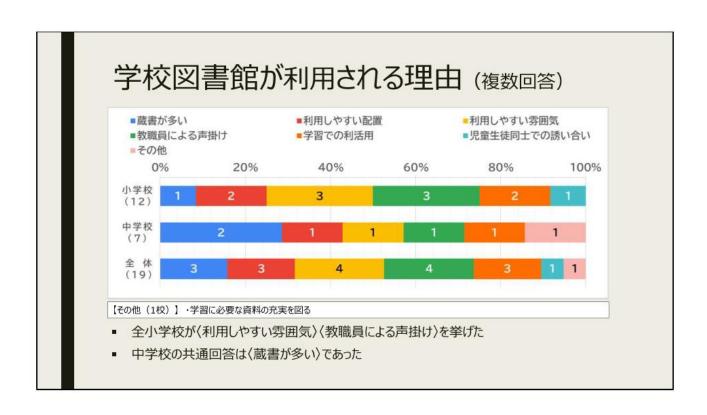
增穗中学校 鰍沢中学校

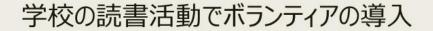
【回答率】

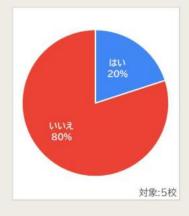
100% (5校/5校)











### ボランティア導入場面

対象:「ボランティア導入」で〈はい〉を選択した1校

■ 読書週間に、おはなし会をクラス単位または学年単位で開催したときに招聘(コロナ以降は実施していない)

#### ボランティアを導入できない理由

対象:「ボランティア導入」で〈いいえ〉を選択した4校

- コロナ禍で学校への出入りを制限している(2校)
- 人的確保
- 特に希望していない

# 児童生徒の読書活動(家庭を含む)の妨げ になっているもの

- スポ少や塾などで平日の夜も休日も家にいる時間が短く、うち読や読み聞かせを日常的に行っている家庭も少ない(小学校)
- 友だちとオンラインゲームなどをしている子が多いが、自分の生活リズムを崩している子が多いのではないか(小学校)
- 家庭ではゲーム・スマホ・テレビ・動画視聴など(小学校・中学校)
- 塾・スポーツクラブへの参加(中学校)
- 読書以外に時間を使うことがある(中学校)
- スマホ等の情報機器の普及により、家庭での読書活動が減っている(中学校)

#### 学校図書館で課題

- 読書する児童生徒としない児童生徒の二極化(小学校・中学校)
- 好きなシリーズに固執しやすい(小学校2校)
- 書架に収まりきらない蔵書がある(小学校)
- 学校司書が兼務のため、開館時間が限られ、児童だけで図書館を利用することがある(小学校)
- 電算化していないため、手書きのカード貸出で管理(小学校)
- 学校図書館として古い資料の整理が必要であるがまだ完全ではない(小学校)
- タブレット端末による電子書籍なと、これからの学校図書館の在り方について(中学校)
- コロナ禍のため、これまでのように授業での利用ができていない(中学校)
- タブレットと図書資料の併用ができる授業の取り組みをしていきたい(中学校)

## 町の図書館に望むサービス

- 読み聞かせやブックトーク等で来校して欲しい(小学校)
- 読書だけでなく学習面でも利用しやすいスペースや、児童生徒が興味を持つイベントや展示、 選書(小学校)
- 調べ学習ができるよう、資料を広げられるスペースや、話し合いや打ち合わせをしながら学習できる個室スペースがあると良い(小学校)
- 蔵書の増加(中学校)
- 新図書館の利便性の高さ(中学校)
- 学習スペースの確保・提供(小学校・中学校)
- 子どもたちが何でも聞けるような司書の優しい対応(中学校)
- 学校独自の団体貸出資料の充実(中学校)

### 子どもの読書活動の推進に必要な点

- 親向けのブックスタートセミナー(砕けた感じの)等で子どもも安心して遊べるスペースがあり、親同士も交流できる場が必要だと感じる(小学校)
- もう少し踏み込んで、親が読み聞かせる必要性や、親子で読書を楽しむことの重要性を伝えられる場が欲しい(小学校)
- 教師や学校だけでなく、家庭や地域でも読書の習慣をつけさせる働きかけが必要(小学校)
- 低学年までは、字が読めても本が読めているとは限らないので、できるだけ大人が一緒に読む (小学校)
- 本の魅力を伝えること(中学校)
- 大人が本の魅力につて、子どもたちに今以上に発信していくこと(中学校)
- 読書のきっかけを作る(中学校)
- 興味を持つような働きかけ(イベント・展示・冊子等)(中学校)

#### 富士川町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

◎ 委員長 ○副委員長

No.	区分	所属	氏名	備考
1	教育関係者	校長会長	勝俣 孝光	鰍沢小学校
2	教育関係者	小学校図書館主任	名執 雅美	鰍沢小学校
3	教育関係者	中学校図書館主任	渡邉 大祐	増穂中学校
4	教育関係者	学校司書	舟久保 千尋	増穂小学校
5	教育関係者	学校司書	村松 富士子	鰍沢中学校
6	教育関係者	子育て支援課長	小林 恵	
7	教育関係者	保育所長	伊藤 かおり	第1保育所
8	学識経験者		○ 齋藤 光江	社会教育委員長
9	学識経験者		海野 美智子	主任児童委員
10	学識経験者		◎ 岡崎 紀子	富士川町立図書館整備・ 管理運営検討委員会委員長
11	各種団体代表	図書館ボランティア ぐりぐらの会	宮澤 三重子	
12	各種団体代表	図書館ボランティア 朗読の会すずらん	金丸 芳子	
13	各種団体代表	保育所保護者連合会	大森 篤	第1保育所
14	各種団体代表	PTA連合会会長	望月信	増穂中学校
15				

(順不同:敬称略)

#### 富士川町子どもの読書活動推進計画

(令和5年度~令和9年度)

令和5年3月発行

発行·編集 富士川町教育委員会

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134

TEL 0556-22-7200 / FAX 0556-22-5392

URL https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp